

## 川崎市消防局「り災証明」事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市火災調査に関する規程（以下「調査規程」という。）第108条に基づき「り災証明」の手続き、内容、証明方法等に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

### (り災証明の交付)

第2条 り災証明は、火災に起因して生じた焼き損害、消火損害、その他の損害について消防機関が確認した事項を、当該り災物件の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険金受取人、その他消防署長が必要と認める者（以下「関係者」という。）に交付することができるものとする。

### (証明者)

第3条 り災証明は、消防署長が行うものとする。

### (申請者)

第4条 り災証明の申請者は、原則として第2条に定める関係者とするが、その他必要と認める者に代理させることができるものとする。

### (り災証明の申請)

第5条 署長は、関係者等からり災証明の申請があったときは、り災証明申請書（調査規程第31号様式）の提出を求めるものとする。

### (り災証明の交付)

第6条 署長は、関係者から前条の規定により、り災証明申請書の提出を受理したときは、その内容を審査して、り災証明書（調査規程第32号様式）を速やかに交付するものとする。

### (委任)

第7条 この要綱を実施するに当たり、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年3月4日から施行する。